

# 大分県報

令和四年  
第三四一号  
九月九日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県立工科短期大学校管理規則の一部改正……………一  
大分県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部改正……………一

### 告示

青少年に有害な図書等の指定……………一  
道路区域の変更……………二  
道路占用の制限……………二  
河川区域の指定……………二  
公 告  
土地改良区の役員の就退任……………三  
開発行為の完了……………四  
落札者等の公示……………四

### 規則

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年九月九日

大分県規則第三十九号

#### 大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立工科短期大学校管理規則（平成九年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審

令和四年九月九日

査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十号

#### 大分県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

大分県職業訓練生災害見舞金支給規則（平成二十四年大分県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号二中「第八十条」を「第七十二条」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### 大分県告示第三百七十号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和四年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日

種類

名

称

発行所名等

指定理由

令四・八・三〇

雑誌

実話ナックルズ月刊八・九月合併号

（株）大洋図書

著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の

大分県報（規則・告示）

一

"	"	裏モノ JAPAN 八月号	(株)鉄人社	犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。
---	---	---------------	--------	---------------------------------

<p><b>大分県告示第三百七十一号</b>                  道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。                  その関係図面は、令和四年九月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。                  令和四年九月九日</p>				
道路の種類及び路線名 一般国道二一三号	区 間 国東市国東町北江字宮田四〇一五番六から 国東市国東町北江字宮田四〇一三番六まで	区域変更前後別 前 三〇・二 ～ 二二・二 メートル 後 三〇・二 ～ 一八・五	敷地の幅員 延長 三〇・二 ～ 一八・五 四五・七	大分県知事 広 瀬 勝 貞 二 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 三 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため 四 占有の制限を開始する期日 令和四年十月一日

<p><b>大分県告示第三百七十二号</b>                  道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占有を制限する区域を指定する。                  その関係図面は、令和四年九月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。                  令和四年九月九日</p>	一 占有を制限する区域 大分県知事 広 瀬 勝 貞	<p><b>大分県告示第三百七十三号</b>                  大野川水系玉来川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。                  令和四年九月九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞                  次の図面の赤線で囲んだ部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域                  （「次の図面」は、省略し、その関係図面とともに、大分県土木建築部河川課及び竹田土木事務所において縦覧に供するほか、大分県ホームページにて公開する。ホームページのアドレスは次のとおり。）  <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/kasenshitei2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/kasenshitei2022.html</a></p>
---	------------------------------	--

道路の種類及び路線名

区域

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、杵築市土地改良区（杵築市）から、退任役員及び就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	真砂 矩男	杵築市大字南杵築二二六七番地一
"	加藤 隆義	" 大字杵築九〇七番地
"	中野 房夫	" 大字本庄八〇四番地一
"	宮本 耕作	" 大字八坂二八七五番地二
"	小春 稔	" 大字鴨川三二七番地
"	山本 陽司	" 大字溝井四一八番地
"	二宮 健治	" 大字溝井四一〇三番地
"	岩尾 公則	" 大字日野二二三番地
"	小形 善郎	" 大字日野一七九九番地
"	宮川 寿章	" 大字守江二二〇八番地一〇
"	日浦 尚美	" 大字狩宿七番地
"	長友 信孝	" 大字奈多三三二六六番地
"	永松 悟	" 大字杵築一三二一番地一五
監事	矢野 照雄	" 大字溝井二一〇二番地

（就任役員）

役名	氏名	住所
理事	加藤 隆義	杵築市大字杵築九〇七番地
"	阿部 一郎	" 大字南杵築一五八七番地
"	中野 房夫	" 大字本庄八〇四番地一
"	宮原 宣太郎	" 大字八坂二一九三番地
"	小春 稔	" 大字鴨川三二七番地
"	阿部 光孝	" 大字溝井一〇二七番地三
"	小田 和人	" 大字溝井三〇二七番地
"	岩尾 公則	" 大字日野二二三番地
"	堀内 清美	" 大字日野二六三三番地
"	宮川 寿章	" 大字守江二二〇八番地一〇
"	小原 一美	" 大字狩宿一〇六一番地三
"	長友 信孝	" 大字奈多三三二六六番地
"	永松 悟	" 大字南杵築一六一九番地七
監事	村上 定	" 大字本庄一三〇八番地一
"	大村 誠	" 大字奈多三三二六六番地
"	中畑 義昭	" 大字南杵築一九二六番地一一

令和四年九月九日

大分県報（公告）

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和四年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字藤原字宮ノ下七千二百二十六番五ほか三十四筆及び七千四百四十五番四の一部並びに七千二百二十八番一ほか五筆の各地先里道及び七千七百七十二番二地先水路

二 開発区域の面積

一万二千五百二十一・三九平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

速見郡日出町大字藤原七千四百四十五番地二

株式会社藤伸

代表取締役 佐藤 義弘

四 完了検査年月日

令和四年七月二十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る特定役務の種類

大分県立図書館業務システム貸借契約（長期継続契約）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁社会教育課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和四年七月十三日

四 落札者の氏名及び住所

FLCS株式会社九州支店 支店長 阿部 泰朋

福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号

五 落札金額

二百七十五万円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

七 総合評価一般競争入札  
総合評価一般競争入札の公告をした日  
令和四年五月十七日